# 平成29年度 糸島市消費生活センター事業概要報告

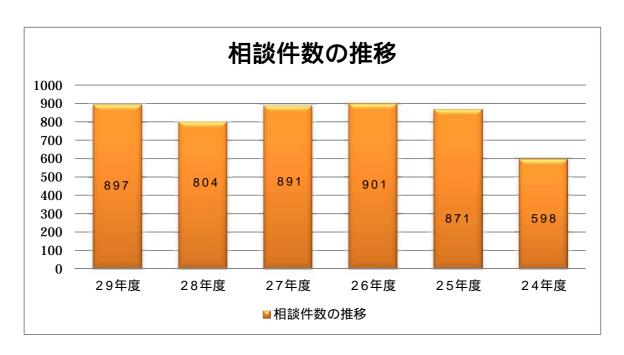
# 》》》1 相談件数

当センターに寄せられた相談件数 平成29年度 897件

(統計対象期間 平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)

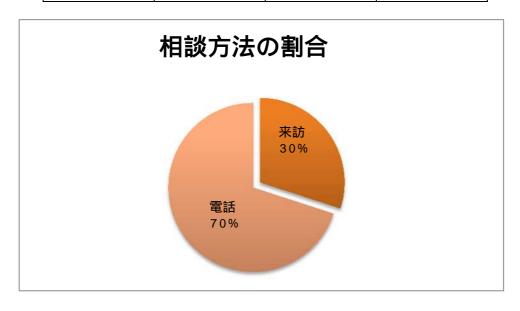
相談者は10代~80代以上の方々まで幅広く、電話や来訪にて相談されています。

年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成24年度
件数	897	804	891	901	871	598



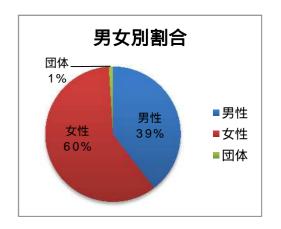
# 》》》1 - 相談方法

相談方法	来訪相談	電話相談	合計
件数	272	625	897



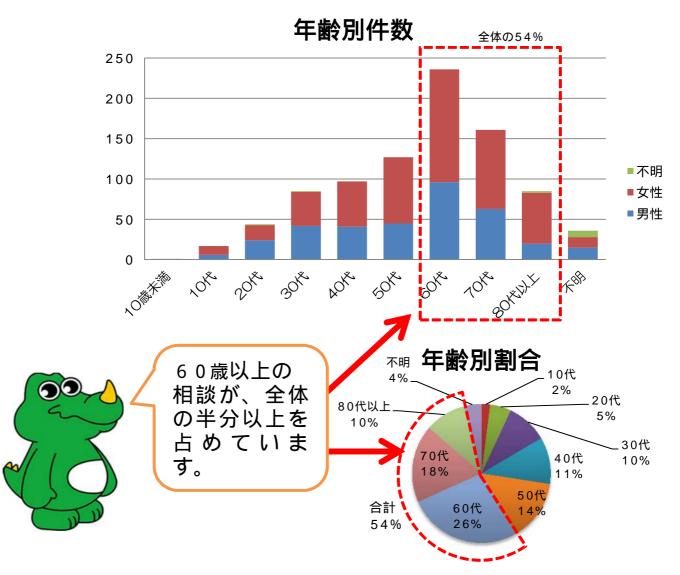
# 》》》1 - 性別・年齢別

	合計件数	男性	女性	団体
10 才未満	1	1		
10代	17	6	1 1	
20代	44	24	20	
30代	85	42	4 3	
40代	97	41	56	
50代	127	45	82	
60代	236	96	140	
70代	161	63	98	
80代以上	85	20	65	
年代不明	36	18	18	
	8			8
合計	897	356	533	8



60%が女性です。

男性、女性、どちらも 60 代からの相談 が最も多く、続いて 70 代の女性、男性 となっています。



# 》》》1 - 販売購入形態

15年#11年》172台2	/ 米/-	10才	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
販売購入形態	件数	未満								以上	
店舗購入	260		4	18	28	32	33	57	50	30	8
通信販売	364	1	10	14	33	43	74	117	53	7	12
訪問販売	74			2	5	8	4	22	14	13	6
電話勧誘	66				5	4	4	19	17	14	3
訪問購入	12						1	3	3	4	1
マルチ商法	6			1	2				2	1	
ネカ゛ティフ゛オフ゜ション	2						1				1
計	784	1	14	35	73	87	117	218	139	69	31
その他無店舗	17			1	2	2	3	2	4		3
不明・無関係	96		3	8	10	8	7	16	18	16	10
合計	897	1	17	44	85	97	127	236	161	85	44

店舗購入の相談は、各年齢層に広がっています。

通信販売の相談は、各年齢層に広がっています。

訪問販売の相談は、高齢者が多くなっています。

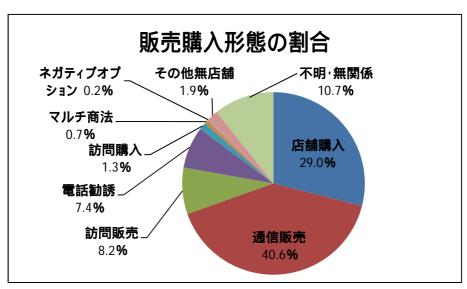
電話勧誘の相談は、高齢者が多くなっています。

訪問購入の相談は、件数は少なくても高齢者がトラブルに巻き込まれる割合が高いです。

マルチ商法の相談は、若者と高齢者に数件あります。

ネガティブオプションの相談件数は、少ないです

- \*マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るネズミ講式の商法です。
- \* ネガティブオプション(送り付け商法)とは、注文していない商品を勝手に送り付け、断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。



店舗購入(店舗での契約も含む)のトラブルが 29.0%、通信販売が 40.6%を占めています。 通信販売では、インターネット利用によるネットショッピングに関する相談が最も多く、その ほか架空請求メールに関する相談も多く寄せられました。

# 》》》1 - 商品・サービス

#### (1)商品等分類別の相談件数 上位 10 位

相談の多い順位	相談内容	件数	全体に占める 割合
1	商品一般*1	156	17.4%
2	デジタルコンテンツ* 2	125	13.9%
3	フリーローン・サラ金*3	56	6.2%
4	相談その他*4	30	3.3%
5	不動産貸借	26	2.9%
6	インターネット接続回線	21	2.3%
7	工事・建築	18	2.0%
8	社会保険*5	14	1.6%
9	携帯電話サービス	13	1.4%
10	四輪自動車	11	1.2%
	順位外	427	47.6%
	合計	897	

#### 備考

- \*1「商品一般」は、商品が特定できない相談(不審な電話等で勧誘の目的、商品、サービスが不明等)
- \* 2 「デジタルコンテンツ」は、架空請求のメールやインターネットを通じて得られる情報に関する相談(アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム等)
- \*3「フリーローン・サラ金」は、主に借金に関する相談。
- \*4「相談その他」は売り手、買い手の存在しない相談、近 所のトラブル
- \*5「社会保険」は、主に還付金詐欺に関する相談



# (2)年代別

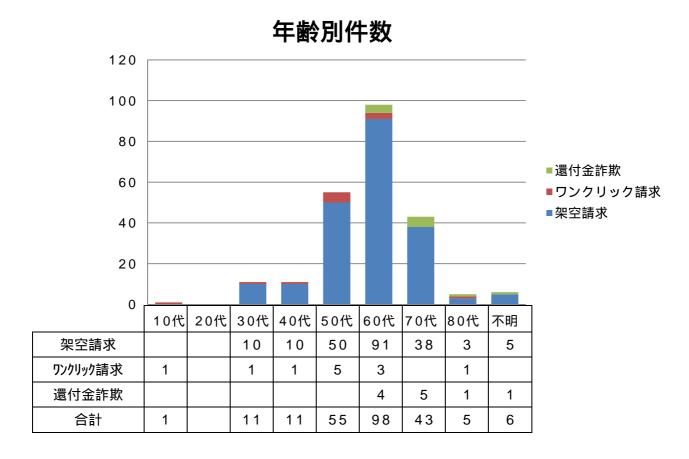
年代	件数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	その他		
10 才	1	デジタルコンテンツ (1)							
10代	17	デジタルコン テンツ(4)		健康食品、着物、衣類(各2)					
20代	44	フリーロー ン・サラ金(6)	相談その他 (4)					ンツ (各3)	28
30代	85	デジタルコン テンツ (17)	フリーローン・サラ金 不動産貸借(各 8)		商品一般 (6)	相隣関係	43		
40代	97	デジタルコン テンツ (15)	フリーローン・サラ金 不動産貸借(各 10)		商品一般 (7)	相談その他 (6)	49		
50代	127	商品一般 (33)	デジタルコン テンツ (24)	ン・サラ金		相談その他 (3)	52		
60代	236	商品一般 (70)	デジタルコン テンツ(34)	フリーロー ン・サラ金 (15)	インターネッ ト接続回線 (10)	四輪自動車 (5)	102		
70代	161	商品一般 (32)			リーローン・サラ 険、工事・建築(		91		
80代以上	85	健康食品 (10)	互助会、商品一般 (各5)			コンテンツ 築(各 4)	57		
不明	44								
合計	897								

- ▶商品一般(架空請求の葉書)の相談が、50代以上に増えました。
- ▶年齢を問わず多く寄せられた相談は、**デジタルコンテンツ、フリーローン・サラ金**に関する相談です。
- **▶デジタルコンテンツ**は、インターネットでの架空請求が大部分を占めます。
- **▶フリーローン・サラ金**は、多重債務(借金)の相談が主となります。

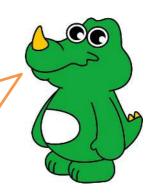
# **》》》1 - 架空請求等**

分類	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
架空請求	207	55	5 4	44
ワンクリック請求	12	36	48	41
還付金詐欺	11	11	18	1
合計	230	102	120	86

▶架空請求の相談は、急増しました。ワンクリック請求の相談は減り、還付金詐欺の相談は横ばいです。



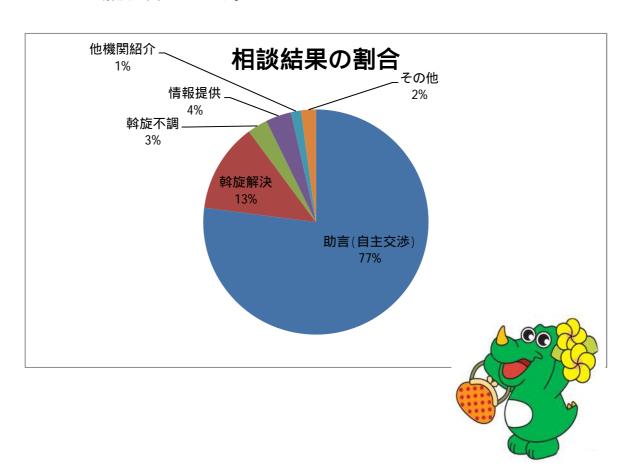
葉書による架空請求は50歳以上が被害対象、ワンクリック請求は、インターネット、携帯電話などを使用する全年代が被害対象となるのに対し、電話による還付金詐欺は60歳以上の高齢者が被害対象になっています。



# 》》》1 - 相談処理結果別件数

相談処理結果	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
助言・自主交渉	691	579	641	582
斡旋解決*	115	124	145	119
情報提供	33	27	32	56
斡旋不調	26	20	15	16
その他	19	23	24	36
他機関紹介	13	31	34	92
合計	897	804	891	901

<sup>\*</sup>斡旋解決とは、相談員が事業者と消費者の間に入り、交渉等をすることによりトラブルの解決を図ることです。



相談結果としては、1位が助言(自主交渉)となっており、消費者からの相談に対し、相談員が適切な助言を行なうことで、問題の解決につながっています。2位は斡旋解決となっています。

# 》》》2 相談体制及び消費者啓発事業

# **》》》2 - 相談体制**

## 消費生活相談員が常駐(3名)し、相談業務を実施







所在地 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所 第二庁舎1階

電話番号 092-332-2098 FAX 092-324-2531

受付時間 月~金(祝日を除く)9:00~17:00

相談内容・消費生活に関する消費やサービスの契約トラブルやお問い合わせ

・製品の事故や製品不良に関すること

・債務整理方法について など

## 糸島市消費生活センターのホームページ(HP)を運営

( http://www.city.itoshima.lg.jp/consumer/index.html )消費者トラブルの事例等や、相談機関等を紹介しています。



# 》》》2 - 消費者啓発事業

#### 出前講座

#### 【14件実施/参加人数463人】

メニュー

#### 知って防ごう!悪質商法

(次々に手口が変わる悪質商法。その最新情報と注意点についてクイズや寸劇を交えながら紹介)

#### 知って驚き!インターネットの落とし穴

(便利なインターネットに潜む様々な落とし穴。トラブル事例と対処法を分りやすく紹介) **知って得する!新しいお金の支払い方法** 

(多様化する支払方法。クレジットカード、電子マネー等の最新情報を知り、賢い消費者 を目指す)

高齢者が多く集まるシニアクラブや、いきいきサロンでのお申込みが多く、「知って防ごう!悪質商法」のメニューが人気でした。





寸劇を交えて、相談事例を わかりやすく紹介しています。





# 啓発講座

### 消費者力アップ講座を3回実施しました!

市民の消費者力を高め、消費者トラブルや消費者被害を防ぐ目的で、市民を対象に、専門の講 師を招いて消費者力アップ講座を3回実施しました。【62名参加】

私たちは、食品を買ったり、電気・ガスを使ったり、日々さまざまな契約を繰り返しながら生活しています。 正しい商品知識を持ち、より豊かで安全・安心な消費生活を目指しましょう。



		= > /////// >		
第1回	第2回	第 3 回		
10月6日(金)	10月27日(金)	11月3日(金、祝日)		
今さら聞けないスマホの話	私たちが安くて良い商品を 買えるわけ	親子で学ぶ金銭教育 対象:小学校4~6年生とその保護者 (先着20組)		
より楽しく安全にスマートフォンを利用するために、その特長、料金形態、セキュリティ対策などについて、楽しく学べます。 どの世代の人でも参加できます。	普段、目にすることのない公正取引委員会の仕事について、ゲームや事例を通して楽しく学べます。 どの世代の人でも参加できます。	「金銭教育」の基礎は「家庭教育」と言われています。 すぐに役立つお金の知識やスキルを、親子で楽しく学べます。		
議師 NTT ドコモ九州支社 スマホ・ケータイ安全教室 インストラクター	議師 公正取引委員会 九州事務所	議師 (株)東京スター銀行 CSR 推進担当		
場所:糸島市役所 5 階 1 号会議室 時間:1 0 時~1 2 時				









小学生の親子を 対象にした講座 も開催しました



## 生活の豆知識

糸島市内で実際に起こった消費者トラブルの事例を中心に、月1回「広報いとしま」に掲載し、 注意を呼びかけました。

# 生活の豆知識 インターネット光回線の契約トラブル

# 事例

NTT西日本の代理店を名 乗る者からの電話で「イン ターネットの料金が安くな る」と勧誘されたBさん。新 プランへの変更だと思い、 軽い気持ちで手続きを行い ました。しかし、後日届いた 登録完了通知で、他の会社 との新たな契約であること が分かりました。

# ■■解説&アドバイス

平成27年2月から、NTT西日本以外も光回線サービスを「独 自の料金」や「契約形態」、「異なるサービス名」で販売できるよ うになりました。NTT西日本の「フレッツ光」を契約中の人は、 簡単な手続きで他の事業者と契約を結ぶことができますが、 契約先が変わることを認識していないケースや、利用料金が 逆に高くなったなどのトラブルも増えています。

#### 【アドバイス】

- ①事業者名やサービス名、契約内容や料金形態をしっかり 確認しましょう。
- ②事務手数料などは必要ですが、契約書面を受け取ってか ら8日間は契約を解除できます。

#### \まずは、ご相談を! / ご相談·対応は無料です

問い合わせ 糸島市消費生活センター ☎(332)2098 相談日時 9時~17時(土・日・祝日を除く)

#### 平成29年度掲載分

4月 1日号	インターネット光回線の契約トラブル
5月 1日号	粗品をきっかけとした、高額な商品の購入に注意!
6月 1日号	未成年者が交わした契約の取り消し
7月 1日号	エステのトラブルに注意。無料体験が高額契約に
8月 1日号	健康食品の送り付けに注意
9月 1日号	インターネット交流サイトの「もうかる話」に注意!
10月1日号	架空請求かも・・・身に覚えのないはがきに注意!
11月1日号	「当選おめでとう」メールに注意!
12月1日号	リコール対象製品と知らずに使っていませんか?
1月 1日号	悪質な「押し買い」から身を守ろう!~強引な訪問買い取り業者に注意!~
1月 15 日号	便利なテレビショッピング 返品条件などに注意!
3月 1日号	引っ越し業者とのトラブルに注意!

#### ホットな消費者ニュース

福岡県消費生活センターのホームページ「ホットな消費者ニュース~あなたの地域の危ない商法・8月号、2月号」に、糸島市内で起こった消費者トラブルの事例が掲載されました。

# ホットな消費者ニュース

~あなたの地域の危ない商法・29年8月号



#### ★電話勧誘で次々と購入した美術品や写真集

#### ・・・・糸島市消費生活センター

#### (相談事例)

久しぶりに実家に帰ると、押入れに大量の商品が懂いてあった。高齢の母に聞くと、電話勧誘で多数の美術品、健康食品、皇室写真集を契約したと言う。以前も多数購入していたので、業者に以後の勧誘を断っていたが、再勧誘され購入している。返品するので、返金してほしい。(相談者 60 才代 女性、 契約者 80 才代 女性) (処理結果)

分かっているだけで、7社と250万円の契約を結んでいました。契約から1年以上経過しているものがほとんどで、電話勧誘だけでなく、DMを見て自分から電話注文したもの、葉書を送り購入したもの、契約書面はあるが商品が見当たらないもの、など様々です。契約後1年未満の未開封の健康食品のみ解約できました。センターから全ての業者に、今後の勧誘を控えるように申し入れました。 (アドバイス)

電話勧誘販売は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフが可能ですが、本人が契約したことを隠したり、家族の気づきが遅れたり、本人の購入意思が強いと交渉は難航します。

一人暮らしの高齢者の場合、寂しさから、電話がかかってくると嬉しくなり、話がはずんで契約してしまうこともあります。また、悩んでいることを誰にも言えず、被害が拡大してしまう場合もあります。家族だけでなく地域での見守りと、早期発見、早期解決が大切です。

# ホットな消費者ニュース

~あなたの地域の危ない商法・30年2月号



# ★スマートフォンへの架空請求メールに注意!

#### ・・・・糸島市消費生活センター

#### (相談事例)

大手動画配信サイト名義で「有料動画の未納料金がある。本日中に連絡がなければ法的措置をとる」とメール が届いた。身に覚えがなかったが、スマートフォンの操作に不慣れなため、誤って有料契約してしまったかもし れないと思い、慌ててメールに記載された番号に電話した。

「今日中に支払わないと、裁判になる」と言われ、相手に指示されるままコンピニの端末機へ行き、指定された 13 桁の番号を入力し、同端末から出てきた伝票を持ってレジで30万円を支払った。

支払いの電話報告をすると「さらに2件の未納料金がある」と言われ、別々のコンビニへ行くよう指示されて、同様のやり方でそれぞれ30万円ずつ総額90万円支払った。家族に話すと「詐欺ではないか」と言われた。 (70代 男性)

#### (アドバイス)

相談者に届いたメールは、実在する会社を名乗り、不特定多数に送りつける架空請求のメールです。 今回のケースは、相談者をだまして、犯人が持っているインターネット用プリペイドカード(チャージ式電子 ギフト券)に電子マネーをチャージさせるものでした。

身に覚えがないメールが届いても慌てて相手に連絡をしてはいけません。

一旦お金を支払うと取り戻すことは困難です。

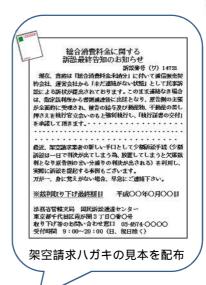
少しでもおかしいと思ったら、身近な人や警察、消費生活センターなどに相談しましょう。

#### 啓発訪問とチラシ配布

#### 1 コンピニエンスストア【29箇所】

糸島市内のコンビニエンスストアのうち ATM を設置している 2 9 箇所を糸島警察署と訪問。コンビニで購入できるプリペイドカードを使って支払わせるニセ電話詐欺への未然防止への協力をお願いしました。





#### 2 スポーツジム・温浴施設を啓発訪問【6箇所】

多くの方が利用するスポーツジムや温浴施設を糸島警察署と訪問し、二セ電話詐欺や架空請求のハガキに関する未然防止のチラシを配布しました。

#### 3 糸島地区介護保険事業者連絡会を毎月訪問し、事例等報告【11回実施】

月に一度開催される糸島地区介護保険事業者連絡会に出席。消費者トラブル等の事例を 説明し、高齢者の見守りを依頼しました。





#### 4 居宅介護支援事業者へ、月に一度事、例などをファックスやメールで配信【29箇所】

糸島地区の居宅介護支援事業者に月に一度、悪質商法等の事例をファックス等で送付し、高齢者の見守りを依頼しました。

#### 5 各地区民生委員児童委員定例会を訪問し、啓発活動を実施【1回実施】

各地区(前原、二丈、志摩)で開催される民生委員児童委員定例会に出席し、糸島市消費生活センターの紹介と、相談事例を報告し、高齢者を見守るポイントや、被害にあった高齢者を見かけたときの対応を説明しました。

#### 6 各地区民生委員児童委員定例会で啓発チラシを毎月配布 【12回実施】

月に一度、消費者トラブル等についての啓発チラシを配布し、高齢者の見守りと対応を依頼 しました。

# 7 介護保険料納入通知書や後期高齢者医療保険料額決定通知書等に、消費者トラブル等について の啓発チラシ(A5)を同封し、注意喚起を実施

介護保険料納入通知書(対象者:65歳に到達した高齢者)や、後期高齢者医療保険料額決 定通知書(対象者:75歳に到達した高齢者)に啓発チラシを同封しました。





#### 介護事業者を訪問し、啓発活動を実施【24事業者】

糸島市内の介護事業所を訪問し、啓発用チラシやグッズを配布するとともに、高齢者の見守 りを依頼しました。







クリアファイル

#### 9 糸島市子育て支援センターで、啓発活動を実施【12回実施】

若い子育て中の母親を対象に、消費生活センターの紹介をおこない、若い世代のトラブル事 例と対処法、乳幼児の事故情報について注意喚起を行いました。







## 他機関との連携

#### 1 糸島警察署との連携

悪質商法等の被害防止を目的とした糸島警察署との連携会議を6回開催しました。 コンビニエンスストアやスポーツジム、温浴施設への啓発を合同で各1回行いました。 (P13記載)



#### 2 糸島市地域包括支援センターとの連携

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携を図り、独居高齢者等を狙う悪質 商法の被害相談に対応しました。

#### 3 福岡県、グリーンコープとの連携

福岡県とグリーンコープでは、生活再生(借金返済、生活資金の貸付、家計の見直し)を目的とした無料相談会を糸島市内で年に5回開催しました。



平成29年度版全戸配布チラシ